

お知らせ

令和3年2月
周南市上下水道局総務課

上下水道局発注工事に係る建設業者の社会保険等未加入対策について

公共工事における技能労働者の処遇の向上や建設産業に必要な人材の確保及び法定福利費の適正化を図るため、全国的に社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入対策が進められています。

本市では、建設工事に係る平成29・30年度入札参加資格登録から、「社会保険等の加入」を資格の要件としており、発注工事における社会保険等未加入業者の排除に努めております。

この度、さらに対策を進めるため、令和3年4月1日以降に公告又は指名通知する工事より、下記の取組を行いますので、お知らせします。

記

- 1 受注者（元請業者）と社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。ただし、下請契約をする業者に社会保険等の加入義務がない場合は除きます。
- 2 受注者は、工事の施工が困難となる場合や、特別な事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入業者と一次下請契約をすることが認められます。ただし、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入業者が社会保険等に加入する必要があります。
- 3 一次下請業者が社会保険等に未加入の場合は、受注者に対し次のペナルティ措置を行います。
 - ア 制裁金の課金：当該下請金額の10%を課金
※契約約款に規定します。
 - イ 指名回避措置：契約違反に該当し、2週間から4カ月の指名回避
 - ウ 工事成績評定点の減点：指名停止措置に伴い減点
- 4 社会保険等加入状況の確認
受注者から提出された施工体制台帳及び再下請通知書により確認します。
- 5 建設業許可権者への通報
二次以降を含むすべての下請業者について、社会保険等に未加入であることが判明した場合は、建設業許可権者に通報します。

問い合わせ先
周南市上下水道局総務課
契約監理担当 電話 0834-22-8625